

# 自動車税の減免について

※自動車税の減免制度のうち、お問い合わせの多いケースについての説明です。

制度の詳細については、管轄の県税事務所(4頁に記載)までお問い合わせください。

※軽自動車税については、軽自動車が登録されている市町村の税務担当課までお問い合わせください。

## 1 減免の対象となる自動車

### 1 身体障害者等が所有し、専ら当該身体障害者等のために使用する自動車

該当する障害の種類や等級等の詳細については、別に掲載しているリーフレット(掲載アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/documents/28613/leaflet.pdf>)をご覧ください。

### 2 専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で、県で指定する構造設備を有する自動車

具体的には、車いす移動車(車いすの昇降装置かつ固定装置を搭載した自動車)及び入浴車(ボイラー・浴槽を搭載した自動車)が該当します。

(注)ここでいう「身体障害者等」とは、身体に障害があるなどの理由で歩行が困難な方を指し、障害の種類や等級は問いません。

また、利用目的に継続性が見込まれることが必要です。車いす移動車の場合は、車いす利用者が実際に乗車した実績の提出が必要になります。

#### (1)申請する時期

- ア 新規登録する自動車の場合は、登録する当日又は登録日から 30 日以内に申請してください。
- イ ア以外の場合は、4月1日から自動車税の納期限までの間が申請期間となります。詳しくは管轄の県税事務所までお問い合わせください。

#### (2)申請に必要な書類

新規登録する当日に申請する場合は、自動車税申告時に下記①～③を提出してください。④～⑥の書類は、登録から 30 日以内に仙台中央県税事務所課税部課税第四班へ提出してください。

それ以外の場合は、管轄の県税事務所での申請時に全ての書類を提出してください。

- ① 減免申請書(宮城県県税条例施行規則様式第 123 号の 3(その 1))
- ② 改造自動車審査結果通知書の写し
- ③ 自動車検査証記録事項の写し
- ④ 減免申請車(構造減免)運行状況(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑤ 自動車の使用状況調(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑥ 車両の正面、後面(車両登録ナンバーが確認できるもの)、側面及び車いす昇降装置等設備部分の写真

### **3 学校又は指定自動車教習所で、専ら教育又は教習の用に供する自動車**

具体的には、教習用自動車が該当します。

お持ちの自動車が該当するか確認したい場合は、管轄の県税事務所までお問い合わせください。

また、当該自動車の納税義務者が学校又は指定自動車教習所の設置者の場合に限り、リース車両は対象外です。

#### (1)申請する時期

ア 新規登録する自動車の場合は、登録する当日又は登録日から 30 日以内に申請してください。

イ ア以外の場合は、4月1日から自動車税の納期限までの間が申請期間となります。詳しくは管轄の県税事務所までお問い合わせください。

#### (2)申請に必要な書類

新規登録する当日に申請する場合は、自動車税申告時に下記①～④を提出してください。⑤～⑦の書類は、登録から 30 日以内に仙台中央県税事務所課税部課税第四班へ提出してください。

それ以外の場合は、管轄の県税事務所での申請時に全ての書類を提出してください。

- ① 減免申請書(宮城県県税条例施行規則様式第 123 号の 3(その 1))
- ② 県公安委員会の発行する「指定自動車教習所指定書」の写し
- ③ 路上教習用自動車証明書の写し
- ④ 自動車検査証記録事項の写し
- ⑤ 運転日誌(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑥ 自動車の使用状況調(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑦ 車両の正面、後面(車両登録ナンバーが確認できるもの)及び側面の写真

### **4 私立幼稚園等が所有する自動車専ら幼児の通園に供する自動車**

ここでいう私立幼稚園等とは、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園又は就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園で私立のものに限ります。

また、当該自動車の納税義務者が当該私立幼稚園等の設置者の場合に限り、リース車両は対象外です。

#### (1)申請する時期

ア 新規登録する自動車の場合は、登録する当日又は登録日から 30 日以内に申請してください。

イ ア以外の場合は、4月1日から自動車税の納期限までの間が申請期間となります。詳しくは管轄の県税事務所までお問い合わせください。

#### (2)申請に必要な書類

新規登録する当日に申請する場合は、自動車税申告時に下記①～③を提出してください。④～⑥の書類は、登録から 30 日以内に仙台中央県税事務所課税部課税第四班へ提出してください。

それ以外の場合は、管轄の県税事務所での申請時に全ての書類を提出してください。

- ① 減免申請書(宮城県県税条例施行規則様式第 123 号の 3(その 1))
- ② 私立幼稚園設立認可書の写し
- ③ 自動車検査証記録事項の写し
- ④ 運転日誌(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑤ 自動車の使用状況調(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑥ 車両の正面、後面(車両登録ナンバーが確認できるもの)及び側面の写真

## **5 社会事業経営者が専らその事業の用に供する自動車**

ここでいう社会事業経営者とは、社会福祉法第2条に規定する第1種又は第2種社会福祉事業を営む者及び社会福祉法人等に限り、ます。

また、当該自動車の納税義務者が当該社会福祉事業経営者の場合に限り、ます。リース車両は対象外です。

### **(1)申請する時期**

- ア 新規登録する自動車の場合は、登録する当日又は登録日から 30 日以内に申請してください。
- イ ア以外の場合は、4月1日から自動車税の納期限までの間が申請期間となります。詳しくは管轄の県税事務所までお問い合わせください。

### **(2)申請に必要な書類**

新規登録する当日に申請する場合は、自動車税申告時に下記①～③を提出してください。④～⑥の書類は、登録から 30 日以内に仙台中央県税事務所課税部課税第四班へ提出してください。

それ以外の場合は、管轄の県税事務所での申請時に全ての書類を提出してください。

- ① 減免申請書(宮城県県税条例施行規則様式第 123 号の 3(その 1))
- ② 事業の指定通知書、社会福祉法人設立認可書等の写し
- ③ 自動車検査証記録事項の写し
- ④ 運転日誌(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑤ 自動車の使用状況調(県様式・概ね 20 日間の実績)
- ⑥ 車両の正面、後面(車両登録ナンバーが確認できるもの)及び側面の写真

## **6 NPO法人が所有し、介護・福祉サービスに直接供する自動車**

自動車の納税義務者が当該 NPO 法人の場合に限り、ます。リース車両は対象外です。

また、下記の事業に直接供している自動車に限り、ます。

- ・介護保険法に基づく指定を受けた以下のもの
  - 居宅サービス
  - 地域密着型サービス
  - 介護予防サービス
  - 地域密着型介護予防サービス
- ・県又は市町村の助成又は委託を受けて提供する福祉サービス

### **(1)申請する時期**

- ア 新規登録する自動車の場合は、登録する当日又は登録日から 30 日以内に申請してください。
- イ ア以外の場合は、4月1日から自動車税の納期限までの間が申請期間となります。詳しくは管轄の県税事務所までお問い合わせください。

### **(2)申請に必要な書類**

新規登録する日に申請する場合は、自動車税申告時に下記①～④を提出してください。⑤～⑦の書類は、登録から 30 日以内に仙台中央県税事務所課税部課税第四班へ提出してください。それ以外の場合は、管轄の県税事務所での申請時に全ての書類を提出してください。

- ① 免除申請書(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第3号)
- ② 当該 NPO 法人の定款の写し
- ③ 課税免除に係る根拠書類(指定通知、助成、委託契約を証する書面)の写し
- ④ 自動車検査証記録事項の写し
- ⑤ 運転日誌(県様式)
- ⑥ 自動車の使用状況調(県様式)
- ⑦ 車両の正面(車両登録ナンバーが確認できるもの)及び側面の写真

## 2 県税事務所一覧

事務所名	所在地	電話
大河原県税事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 県合同庁舎1階	(0224)53-3113
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町 7-22-20	(022)248-2961
仙台中央県税事務所	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 自治会館内 1 階	(022)715-0623
// 扇町出張所 (自動車を登録する時)	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 3-3-10 交通会館内 1 階	(022)232-5702
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 県合同庁舎 3 階	(022)275-9117
塩釜県税事務所	〒985-0024 塩竈市錦町 5-28	(022)365-4191
北部県税事務所	〒989-6117 大崎市古川旭 4 丁目 1-1 県合同庁舎 3 階	(0229)91-0705
北部県税事務所 栗原地域事務所	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1 県合同庁舎 2 階	(0228)22-2123
東部県税事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 県合同庁舎 3 階	(0225)95-1413
東部県税事務所 登米地域事務所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 県合同庁舎 2 階	(0220)22-6113
気仙沼県税事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 県合同庁舎 1 階	(0226)24-2531